

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

デイサービスセンターやすらぎ舎

指定通所介護事業〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業〕運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人章佑会が設置する、デイサービスセンターやすらぎ舎（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者又は事業対象者に対し、適切な指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定通所型介護予防サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前各項のほか、「大田原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をその運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 センターの名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターやすらぎ舎
- (2) 所在地 栃木県大田原市北大和久1番地3

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職員・員数及びの職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者(兼務) 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員(常勤) 2名

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、利用者に応じたサービス計画の作成、センターのサービスの調整、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 介護職員(常勤換算) 4名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

- (4) 看護職員(常勤) 2名※機能訓練指導員兼務

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握する。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日

日曜・祝日を含む全週日とする。ただし、1月1日から1月3日まで及び、特別な事由が生じた場合は休日とする事ができる。

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

(2) 営業時間

午前8時00分～午後5時30分とする。

(3) サービス提供時間

午前9時15分～午後4時30分まで（7時間以上）とする。

(指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

(指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の内容)

第8条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 介護予防・日常生活支援総合事業第1号を提供した場合の利用料の額は、大田原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、大田原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ① 通常の実施地域を越えてから、片道おおむね10キロメートル未満 250円
- ② 通常の実施地域を越えてから、片道おおむね10キロメートル以上 500円

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

4 食費は、1食690円とする。ただし、夕食を提供した場合には、520円を加算する。

5 おやつ代1日180円と教養娯楽費（お好み喫茶利用）1日20円を徴収する。

6 おむつ代は、1枚当たり50円とする。ただし、標準的な使用以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。

7 その他、指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費等費用を徴収する。

8 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

9 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

11 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は大田原市の地域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に

1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業第1号〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

けた場合は、当該事業所は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

文書番号	章柝 - 運通	制定	2017. 4. 3	改訂	2024. 5. 1	版	4
------	---------	----	------------	----	------------	---	---

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

6 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人章佑会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。(法人合併・利用料金の変更)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(業務継続計画等の追記)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。(利用料金の変更)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。(全体的な見直し)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(食費、居住費の料金見直し)